2　別表七の二「13」又は「14」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額」に、(3)　及び「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(4)と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額」に、(5)　の各欄は、それぞれ「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「49の①」－（別表七の二「13」）－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額」に、(3)　及び「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(4)と（別表四の二「49の①」－（別表七の二「13」＋「14」）－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額」に、(5)　として記載すること。

3　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額」に、(3)　及び「当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(4)と（別表四の二「49の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額」に、(5)　の各欄（前号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表四の二「49の①」の外書の金額を「別表四の二「49の①」」の金額に加算して計算すること。

(2)　「調整前当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(8)と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額」に、(9)　の欄（第５号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算すること。

4　別表七の二付表三「12」又は「24」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除未済連結欠損金個別帰属額」を「（前期の⑱又は㉖）又は別表七の二付表二「21」」に、(7)　及び「(7)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額」を「（前期の⑿）又は別表七の二付表二「21の内書」」に、(8)　の各欄は、それぞれ「控除未済連結欠損金個別帰属額」を「((前期の⑱又は㉖）又は「21」)－「30」」に、(7)　及び「(7)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額」を「((前期の⑿）又は別表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表三「27」」に、(8)　として記載すること。

別表七の二付表一の記載要領に次の一号を加える。

5　別表七の二付表三「11」又は「23」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「調整前当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(8)と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額」に、(9)　の欄は、「調整前当期控除額」を「当該発生連結事業年度の(8)と（別表四の二付表「49の①」－（別表七の二付表三「11」＋「23」）－当該発生連結事業年度前の⑰の合計額）のうち少ない金額」に、(9)　として記載すること。

6　別表七の二付表四「12」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　(8)－(11)」を　⑿　及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　(13)－(15)」を　⒃　の各欄は、それぞれ「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　(8)－（(11)＋別表七の二付表四「15」）」を　⑿　及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　(13)－（(15)＋別表七の二付表四「17」）」を　⒃　として記載すること。

別表七の二付表二の表中「連結親法人又は特定連結子法人若しくは旧法第81条の９第２項第２号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの」を「連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの」に改め、同表の記載要領第１号中「同条第５項各号」を「同条第５項第１号から第３号まで、第５号若しくは第６号」に、「。以下この記載要領」を「。以下この号及び第４号」に、「附則第26条第４項若しくは第７項」を「附則第26条第７項」に改め、「第３号及び」を加え、「）第81条の９第２項各号」を「）第81条の９第２項第３号」に改め、同第二号を次のように改める。

3　「連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの　(1)」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの　(4)」の各欄は、法第81条の９第２項第１号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第４項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）を記載すること。

別表七の二付表二の記載要領第九号中「若しくは第24項」を削る。